

居宅介護重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 事業者

事業者の名称	大湯リハビリ温泉病院 指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16-2
法人種別	医療法人 楽山会
代表者氏名	理事長 小笠原 真澄
電話番号	0186-30-4606
FAX番号	0186-37-3668
指定年月日	平成12年3月1日
指定番号	0570902239

2. 運営の目的と方針

目的：ご利用者が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画（以下、ケアプラン）を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

方針：ケアプランの作成にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、ご利用者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者並びにご家族の立場に立って提供されるサービスが特定の種類、または特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3. 職員の職種、人員及び職務内容

当事業所には次の職員が勤務しております。

職種	人数	職務内容
管理者	1名	事業所を代表し、従事者の管理、利用申し込みに関する調整、業務の状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	6名 (うち1名は管理者を兼務)	2. の運営方針に基づき、ケアプラン作成業務などを担当します。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分まで

5. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鹿角市・小坂町と致します。

6. 提供サービス内容

①ケアプランの作成

- ・ご自宅を訪問し、ご利用者・ご家族からお話（希望）を伺います。
- ・サービス事業者のサービス内容や料金等の情報を提供します。
- ・ご利用者の選択に基づいて、ケアプランの原案を作成します。
- ・サービス提供事業者と連携をとりケアプランを作成し、その内容、利用料金、介護保険の適用等について説明を行い、ご利用者・ご家族の同意を得ます。
- ・ケアプランにおける、ご利用者・ご家族への書面による説明・同意については、電磁的記録で対応を可能とします。

②介護サービス情報の提供

- ・介護サービス提供事業者に関するサービス内容、料金等について情報を提供します。

③要介護認定の申請や変更の代行

- ・要介護、要支援認定の申請または更新や変更の手続きの代行をします。

④関連事業者との連絡調整

- ・利用の実情を把握し、サービスの評価を行います。また、ご利用者やご家族とサービス事業者との連絡調整をします。

⑤介護保険施設等への入院や入所の支援

- ・介護保険施設等への入院や入所を希望された場合、適切な施設の紹介、その他の必要な援助を行います。

⑥給付管理票の作成や提出

- ・毎月、国民健康保険団体連合会へ給付管理を提出し、サービスのチェックを受けます。

7. サービスの利用料

居宅介護支援サービス（上記6. の提供サービス内容）を受けられた場合の利用料金及びその他の費用は下記のとおりです。

①要介護認定を受けておられる方は、原則、介護保険給付から支払われるため、自己負担はありません。

②介護保険料の滞納等により、法的代理受領ができない場合、要介護度に応じ次項の金額をいただきます。

要介護1・2（特別地域加算15%を含む）	12,490 円／月
要介護3・4・5（特別地域加算15%を含む）	16,230 円／月

特定事業所加算Ⅱ	4,210 円／月
初回加算	3,000 円／月
入院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ（入院日から情報提供日までの日数に応じて）	2,000～2,500 円／月
退院・退所加算Ⅰイ～Ⅲ（情報提供の連携回数に応じて）	4,500～9,000 円／月
通院時情報連携加算	500 円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／月
ターミナル加算	4,000 円／月

③交通費

5. の地域にお住まいの方	無料
5. 以外の地域にお住まいの方	介護支援専門員が訪問するための負担あり

8. ハラスメントの防止

①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（第11条第1項）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（第30条の2第1項）の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

②ご利用者・ご家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。

- ・介護支援専門員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ・介護支援専門員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ・介護支援専門員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘い掛けや好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

9. 秘密の保持

①介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者やご家族の秘密を漏らしません。

②介護支援専門員は、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、予め文書により同意を得ます。

10. 高齢者虐待の禁止

①介護支援専門員は、当該サービスのご利用者又は他のご利用者に対し、次の行為を行いません。

- ・身体虐待
暴力行為などで体に傷や痣、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・心理的虐待
脅しや屈辱等の言葉や、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により精神的、情緒的に苦痛を与える行為
- ・性的虐待

ご利用者との合意のないあらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・介護や世話の放棄

介護や世話の提供を放棄し又は放任し、ご利用者の生活環境や身体、精神の状態を悪化させること

- ・経済的虐待

ご利用者との合意なしに財産や金銭を使用すること。又はご利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

②高齢者虐待防止法（第7条）により、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村へ届けさせていただきます。

③事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ・介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ・虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 1. 身体拘束の禁止

○事業所は、身体拘束の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における身体拘束防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における身体拘束防止のための指針を整備します。
- ・介護支援専門員に対し、身体拘束のための研修を定期的実施します。

1 2. 業務継続計画（BCP）の策定

○事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

○事業所は、感染症が発生または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施しま

す。

1 4. 事故発生時の対応

①指定居宅介護支援サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

②ご利用者に対する指定居宅サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社 名	損害保険ジャパン株式会社
-----------	--------------

1 5. 相談・苦情の受付窓口

ご相談・苦情等をお受けするために、常設の窓口を設置し担当者を配置しております。

また、担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に確実に引き継ぎをします。

申 し 出 先	大湯リハビリ温泉病院指定居宅介護支援事業所 電話番号 0186-30-4606 FAX番号 0186-37-3668
担 当 者	管理者 和井内光子
対 応 時 間	8時30分～17時30分

相談・苦情の申し立ては、次の機関でも受け付けております。

◇介護保険サービスに関する苦情相談窓口

申 し 出 先	鹿角市福祉事務所 あんしん長寿課 高齢者支援班 鹿角市花輪字下花輪50番地 電話番号 0186-30-0237
---------	---

申 し 出 先	小坂町地域包括支援センター 介護保険担当 小坂町小坂字上前田7番地1 電話番号 0186-29-2400
---------	--

申 し 出 先	秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課 秋田市山王4丁目2番3号 電話番号 018-883-1550
---------	---

申 し 出 先	秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会） 秋田市旭北栄町1番5号 電話番号 018-864-2726
---------	--

苦情があった場合には、詳しく事情を確認するとともに、管理者及びサービス事業者を含め検討しご利用者に対して謝罪及び改善事項の説明など迅速に対応します。

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として、本書2通を作成し、ご利用者、事業所が署名・押印の上、各自1通を保有するものと
します。

私は、本書面に基づいて重要事項説明書（居宅介護支援）を説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】

住 所	秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16番地2
事 業 者 名	大湯リハビリ温泉病院指定居宅介護支援事業所
説 明 者 氏 名	㊞

私は、本書面に基づいて重要事項説明書（居宅介護支援）の説明を受け、同意し、本書を受領しました。

【 利 用 者 】

氏 名	㊞
住 所	秋田県鹿角市

【 代 理 人 】

氏 名	㊞	続柄	
住 所			